

役員報酬等規程

平成 17 年 9 月 1 日施行

第 1 条 この規程は、佐賀県信用保証協会の常勤の理事及び監事の報酬月額、期末特別手当、通勤手当及び役員調整手当に関する事項を定めるものとする。

第 2 条 報酬月額は、理事会において承認を得た額とする。

第 3 条 期末特別手当及び通勤手当は、給与規程に準じて支給する。

第 4 条 役員調整手当の額は、報酬月額と職員の給与月額の実情を勘案して会長が定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。